

令和2年6月18日

持続的な学校運営のためのガイドラインについて

熊本県立第二高等学校

1 保健管理等について **継続**

- (1) 自宅等における健康管理については、これまでどおり Forms による健康観察を行う。
- (2) 教室・トイレのドアノブ・スイッチなどは、毎日の掃除時間に消毒を行う。
- (3) エアコンは、入口のドアと対角の窓を開けた状態で使用する。
- (4) 登校後、発熱や風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が見られる場合は、保護者に連絡を行い、安全に帰宅させる。

2 学習指導に関すること **変更**

- (1) グループ活動や対面での活動については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するなど、可能な限り感染症対策を行っただうえで実施する。
- (2) 各教科等の指導において、理科・芸術・家庭・体育等、特に感染症対策の必要なものについては、感染防止対策を十分行っただうえで実施する。
- (3) 共有の教材、教具、機器等を使用する場合は、前後の手洗いを必ず行うよう指導する。

3 学校生活における配慮事項 **変更**

- (1) 校内では、原則マスクを着用する。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮を行っただうえで、マスクを外すことができる。
- (2) 休み時間や昼食時において、密集したり、向かい合っでの飲食、飲み物の回し飲みなどをしないよう指導する。
- (3) 掃除は、換気のよい状況で、マスクを着用しただうえで行う。終わった後は、必ず手洗いするよう指導する。

4 集会及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること **継続**

- (1) 学年集会は、換気を十分行い、間隔をとるなど、3密にならないよう感染防止対策を行っただうえで実施する。
- (2) 修学旅行は、今後の状況等を見て、実施について判断する。今年度実施できない場合は、次年度に延期する。

5 部活動に関すること **変更**

- (1) 6月15日（月）からは、本校の部活動の指針に則って活動する。
- (2) 練習試合、演奏会、校外活動等については、6月21日（日）から実施することができる。ただし、県外遠征は、感染拡大防止の観点から当面実施しない。
- (3) 対外試合については、7月1日（水）から参加することができる。
- (4) 合宿については、感染拡大防止の観点から、当面実施しない。
- (5) 今後予想される代替大会等への参加については、生徒及び保護者の意向を尊重する。

6 チェックリスト等の活用 **継続**

- (1) 本校で作成したそれぞれのチェックリストについて、6月当初に関係職員に配付し、確認する。
- (2) 関係のチェックリストについては、パウチして常時見られるようにして注意を喚起する。
- (3) チェックリスト（家庭用）については、生徒を通じて配付し、家庭における健康管理に活用していただく。